

## 実務事例

分類	給与	作成年月日	平成27年6月10日
表題	臨時の任用教職員の(妻)扶養認定～雇用保険受給のため扶養取り消し(所得超過)～扶養親族認定に伴う社会保険被扶養者認定手続き		
内容	<p>① 事務処理内容</p> <p>(1) 臨時の任用職員が4月に任用された。4/21に入籍のため妻を扶養に入れる。4/21～5/29</p> <p>(2) 5/28から雇用保険を受給開始したが、日額3,611円を超えたため扶養取消しの手続きを行う。</p> <p>(3) 途中パートを経て、本採用として働く予定だったが、妊娠が発覚したため再度扶養認定の手続きを行った。</p> <p>※上記の扶養親族認定および取り消しに伴い社会保険被扶養者認定手続を行った。</p> <p>② 問題点や苦労したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <p>(1) 共済組合の手続きと違い、あまり経験がないこと(しかも4月)だったので慌ててしまった。</p> <p>(2) 雇用保険受給のための取り消し、認定が短期間で行われたので認定期間に自信がなかった。</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <p>(1) 共済組合と違い、社会保険の手続きとなるため日本年金機構、全国健康保険協会HPから用紙をダウンロードした。</p> <p>(2) 様式3枚(別紙1)に記入し、学校人事課へ郵送した。</p>		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保管被扶養者(異動)届(正、副)</li> <li>・国民年金第3号被扶養者資格取得届</li> <li>・所得証明書</li> <li>・雇用保険受給資格者証の写し</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・被扶養者の世帯全員の住民票</li> </ul>		
感想	<p>扶養手当認定届は事実発生15日以内となっているが、社会保険被扶養者認定は3日以内となっているため手続を急いだ。</p> <p>奥様が、国民年金保険、社会保険と短期間で切り替えられたので病院にかかるおられた分の精算等で事務手続が必要だった。(本人にしてもらった)</p> <p>その後、出産され子どもさんの手続を行った。配偶者認定と記入する用紙や記入欄が違ったため記入欄をしっかりと読みながら事務処理を行った。</p>		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等